

ホームレス巡回相談事業の事業内容及び過去5年間の実施状況

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
各年度末現在における 吹田市内のホームレス数 (人)	1	1	3	1	2
吹田市内の延べ巡回日数 (日)	43	48	50	28	45
決算額 (円)	1,170,669	1,054,000	1,036,000	1,020,000	1,020,000

1 経緯

平成14年（2002年）8月に施行されました「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、平成16年（2004年）1月から本事業を開始しました。大阪府内を4つのブロックに分け（大阪市を除く）、管内のホームレスの方の支援策としてきましたが、平成27年（2015年）4月に生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、同法の自立相談支援事業として再編成されました。大阪府内を2つのブロックに分け（大阪市を除く）、本市は大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会北大阪ブロック（吹田市・豊中市・池田市・高槻市・茨木市・箕面市・摂津市・島本町・豊能町・守口市・枚方市・寝屋川市・大東市・門真市・四条畷市・交野市）に参画しています。

2 事業内容

北大阪ブロック全体におけるホームレス等の起居する場所（各市町の河川敷や公園等）を巡回し、面接相談を実施しています。また、相談結果を踏まえ、各種施策の活用に係る助言や関係機関と連携し、自立した生活を行えるよう必要な支援、指導を行っています。

3 費用負担

平成27年（2015年）4月に生活困窮者自立支援法の施行以降、国庫負担率3/4の事業となっています。また、大阪府及び大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会において事業総額が決定され、各ブロックの契約担当市が代表して契約手続き及び支払いを行っています。

各自治体の負担額については、令和元年度に各自治体の人口や巡回相談指導の実績数等を考慮して決定した按分額を踏まえつつ、毎年、大阪府及び各自治体における協議において決定しています。